

証券コード：4427
2022年12月7日

招集し通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株 主 各 位

東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号
渋谷ソラスタ14階
株式会社EduLab
代表取締役社長 廣 實 学

第8期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第8期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大の影響は続き、本株主総会当日も未だ収束していないことが予想されます。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面又はインターネット等により事前に議決権を行使いただき、株主様の健康状態にかかわらず、本株主総会当日はご来場をご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、会場入口での検温、マスク着用等の感染予防策にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、当日会場において、運営スタッフのマスク着用、株主様におけるアルコール消毒液噴霧のためのお声がけ等、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、3頁から4頁にご案内の書面又はインターネット等による議決権行使につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年12月21日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|------------------------------------|
| 1. 日 | 時 | 2022年12月22日（木曜日）午後2時（受付開始：午後1時30分） |
| 2. 場 | 所 | 東京都港区白金台一丁目1番1号
八芳園 3階 チャット |

3. 目的事項 報告事項

- 1.第8期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2.第8期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第6号議案 会計監査人選任の件

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会招集ご通知に添付すべき書類のうち、次に掲げる事項は、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.edulab-inc.com/>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知提供書面には記載しておりません。

- ①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
- ②計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

従いまして、本株主総会招集ご通知提供書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、監査役及び監査役会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.edulab-inc.com/>）に掲載させていただきます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

**株主総会にご出席される場合**

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年12月22日(木曜日)  
午後2時(受付開始：午後1時30分)

**書面で議決権を行使される場合**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年12月21日(水曜日)  
午後5時30分到着分まで

**インターネット等で議決権を行使される場合**

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年12月21日(水曜日)  
午後5時30分入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月×日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第1・4・5・6号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

### 第2・3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

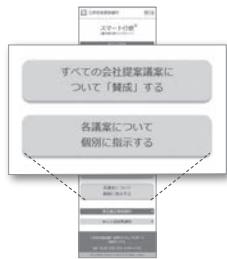
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

(提供書面)

## 事業報告

(2021年10月1日から  
2022年9月30日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度においても、前連結会計年度にて公益財団法人日本英語検定協会（以下、英検協会）で導入された、1日で英語4技能を測定することができるコンピュータを用いた新しい受験形態の英検「S-CBT」が推進され、受験機会が従来の年3回実施から年間を通じた実施が可能となることにより、大幅に増加しております。また、GIGAスクール構想を受け、児童・生徒1人に1台端末が整備されつつある状況等から、学習やテスト受験のオンライン化及びCBT化が加速する傾向が続いております。そのため、教育及びテストの両面においてICT化が不可欠となっております。また、英語教育の低年齢化及びデジタル化により、従来以上の受験需要の拡大が見込まれており、当社グループが属する教育ビジネス市場は今後も成長することが見込まれます。

こうした環境下、教育分野における能力測定技術・コンピュータやインターネットを用いたテスト及び教育ツールの研究に注力し、特に語学を中心として「CASEC」、「英検S-CBT」に代表される試験を提供し、項目応答理論を用いた正確な能力測定技術を強みとすることで他社との差別化を図ってまいりました。また、英ナビ・スタディギアの会員基盤を対象として教育コンテンツを提供し、教育プラットフォームの構築に努めてまいりました。さらに、独自のAI技術を活かし、AI-OCR、自動採点システム、オンライン試験監督システムの開発等に努めております。今後は、これらに加え、テストセンター事業を通じて、各種試験のCBT化をシステム及びインフラ提供の両面から推進することとしております。

この結果、当連結会計年度の当社グループの経営成績は、売上高 9,758,424千円（前期比3.3%減）、営業損失 234,391千円（同45.0%減）、経常利益 100,617千円（同71.3%減）、833,640千円（同84.1%減）となりました。

当連結会計年度においては、教育プラットフォーム事業、テストセンター事業で売上が増加した一方で、テスト等ライセンス事業・AI事業、テスト運営・受託事業での売上減少により前期比減収となりました。また、テストセンター事業の採算性の改善や、ソフトウェア開発投資

の減少、役員数の削減等による販管費の減少により、前期比で営業損失幅は縮小しました。一方で、前期にテストセンター取引のロスシェアに関連して発生した引当金の取り崩しに伴う事業損失引当金戻入が剥落して営業外収益が減少し、経常利益は減益となりました。また、ソフトウェア等の減損損失や特別調査委員会費用の縮小により、親会社株主に帰属する当期純損失は縮小しました。

セグメント別の経営成績は、次のとおりであります。

#### テスト等ライセンス事業

テスト等ライセンス事業においては、英検Jr.の商流変更等により売上が増加した一方で、「CASEC」の売上減少等により、前期比減収となりました。

また、TEAP CBT等の商流変更等により原価が増加したことにより、当該セグメントの売上高は1,268,111千円（前期比5.7%減）となり、セグメント利益は268,547千円（同54.0%減）となりました。

#### 教育プラットフォーム事業

教育プラットフォーム事業においては、公益財団法人日本英語検定協会（以下、「英検協会」という。）に提供しているスタディギアライセンス及び英ナビ広告収入が順調に拡大した一方で、新プラットフォームサービスのシステム及びコンテンツ費用増や、広告事業でダイレクトメール商品売上が伸びたことによる利益率の低下が発生し、また、費用面では、新規システム投資による減価償却費等が増加しました。その結果、当該セグメントの売上高は2,593,035千円（前期比6.9%増）となり、セグメント利益は730,042千円（同34.4%減）となりました。

#### テストセンター事業

テストセンター事業においては、受験者数が順調に増加し、売上が増加したことに加え、前期に影響したロスシェア契約の変更や減損損失に伴い減価償却費が減少したことによりセグメント全体の採算性が改善し、当該セグメントの売上高は2,900,522千円（前期比8.5%増）、セグメント利益は336,521千円（前期はセグメント損失497,250千円）となりました。

#### AI事業

AI事業においては、手書き文字認識「DEEP READ」のライセンス収入は安定して推移したものの、新規案件の受注減により売上が減少しました。一方で、ソフトウェア資産の減損損失に伴い減価償却費等の費用が減少し、当該セグメントの売上高は460,561千円（前期比17.7%減）、セグメント損失は76,729千円(同77.5%減)となりました。

## テスト運営・受託事業

テスト運営・受託事業においては、大阪府の令和3年度中学生チャレンジテストを受注し、また、前期に受注した全国学力・学習状況調査（中学校第3学年の生徒を対象とした調査）が剥落したため減収となりました。一方、費用面で関連する販管費が減少し、当該セグメントの売上高は2,706,316千円（前期比17.5%減）、セグメント利益は31,059千円（同81.8%増）となりました。

### ② 設備投資の状況

当社グループでは、英語教育サービスに加え種々の教育サービスをインターネットの活用を通して広く顧客に提供することを目的として、設備投資を実施しております。

当連結会計年度は、中長期的な成長分野と位置付ける教育プラットフォーム事業、AI事業、テストセンター事業に係るソフトウェアを中心に1,107,744千円の設備投資を実施しました。

### ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

### ④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                                                             | 第 5 期<br>(2019年 9 月期) | 第 6 期<br>(2020年 9 月期) | 第 7 期<br>(2021年 9 月期) | 第 8 期<br>(当連結会計年度)<br>(2022年 9 月期) |
|-----------------------------------------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                                                      | 5,670,823             | 7,890,301             | 10,090,811            | 9,758,424                          |
| 営 業 利 益 又 は<br>営 業 損 失 (△) (千円)                                 | 783,051               | 689,018               | △425,942              | △234,391                           |
| 経 常 利 益 (千円)                                                    | 508,123               | 542,402               | 350,433               | 100,617                            |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 又 は<br>親会社株主に帰属する<br>当 期 純 損 失 (△) (千円) | 237,707               | 378,363               | △5,255,052            | △818,700                           |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益<br>又 は 1 株 当 た り (円)<br>当 期 純 損 失 (△)       | 28.18                 | 42.42                 | △530.41               | △81.54                             |
| 総 資 産 (千円)                                                      | 12,196,286            | 15,795,959            | 18,972,760            | 12,437,892                         |
| 純 資 産 (千円)                                                      | 5,171,193             | 5,814,345             | 6,171,365             | 5,035,144                          |
| 1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)                                           | 582.03                | 626.34                | 596.07                | 486.86                             |

- (注) 1. 当社は、2018年11月12日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)」、「1株当たり純資産額」を算定しております。
2. 当社は、特定の顧客との間の一部取引における一連の経緯や価格の妥当性を踏まえた経済合理性を検証するために特別調査委員会が実施した調査の結果等を踏まえて、金融商品取引法の規定に基づき過年度の有価証券報告書を訂正したため、財産及び損益の状況につきましては、当該訂正後の金額を記載しております。
3. 上記2. の会計処理に関し、現在当社株主より、過年度の有価証券報告書に虚偽記載があった等として損害賠償を求める訴訟を提起されています。今後の進行状況等によっては、当社の財産及び損益の状況に影響が生じる可能性があります。現時点では当該訴訟の影響額を合理的に見積もることができません。

## ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                                 | 第 5 期<br>(2019年9月期) | 第 6 期<br>(2020年9月期) | 第 7 期<br>(2021年9月期) | 第 8 期<br>(当事業年度)<br>(2022年9月期) |
|-------------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                          | 1,878,888           | 1,832,430           | 1,958,408           | 1,716,369                      |
| 営 業 利 益 又 は<br>営 業 損 失 (△) (千円)     | 723,505             | 430,461             | 416,759             | △4,002                         |
| 経 常 利 益 (千円)                        | 678,780             | 419,700             | 391,346             | 129,240                        |
| 当 期 純 利 益 又 は<br>当 期 純 損 失 (△) (千円) | 347,563             | 268,601             | △5,528,641          | △1,555,486                     |
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり<br>当期純損失(△)   | 41.21               | 30.11               | △558.03             | △154.93                        |
| 総 資 産 (千円)                          | 8,115,319           | 11,939,173          | 15,947,348          | 10,112,876                     |
| 純 資 産 (千円)                          | 5,365,767           | 5,838,359           | 5,882,200           | 4,343,043                      |
| 1株当たり純資産額 (円)                       | 611.14              | 643.44              | 587.03              | 431.56                         |

- (注) 1. 当社は、2018年11月12日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)」、「1株当たり純資産額」を算定しております。
2. 当社は、特定の顧客との間の一部取引における一連の経緯や価格の妥当性を踏まえた経済合理性を検証するために特別調査委員会が実施した調査の結果等を踏まえて、金融商品取引法の規定に基づき過年度の有価証券報告書を訂正したため、財産及び損益の状況につきましては、当該訂正後の金額を記載しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                                        | 所 在 地                              | 資 本 金          | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容                                                |
|----------------------------------------------|------------------------------------|----------------|----------|--------------------------------------------------------|
| 株 式 会 社<br>教 育 測 定 研 究 所                     | 東 京 都 渋 谷 区                        | 千円<br>73,200   | 直接 100%  | テスト等ライセンス事業<br>教育プラットフォーム事業<br>テストセンター事業<br>テスト運営・受託事業 |
| 株 式 会 社<br>教 育 デ ジ タ ル<br>ソ リ ュ ー シ ョ ン ズ    | 東 京 都 渋 谷 区                        | 千円<br>77,000   | 直接 100%  | 教育プラットフォーム事業                                           |
| EduTech Lab, Inc.                            | ア メ リ カ 合 衆 国<br>ワ シ ン ト ン 州       | 千USD<br>8,500  | 直接 100%  | テスト等ライセンス事業<br>テスト運営・受託事業                              |
| E d u t e c h L a b<br>A P L i m i t e d     | 中 華 人 民 共 和 国<br>香 港               | 千HKD<br>18,967 | 直接 100%  | AI事業                                                   |
| EduTech Lab AP<br>Private Limited            | シ ン ガ ポ ー ル<br>共 和 国               | 千円<br>16,260   | 直接 100%  | テスト等ライセンス事業<br>教育プラットフォーム事業<br>テストセンター事業               |
| EduLab Capital<br>Management<br>Company, LLC | ア メ リ カ 合 衆 国<br>マ サ チ ュ ー セ ッ ツ 州 | —              | 間接 100%  | ファンド管理・事務                                              |
| EduLab Capital<br>Partners I, L.P.           | ア メ リ カ 合 衆 国<br>マ サ チ ュ ー セ ッ ツ 州 | 千USD<br>3,029  | 間接 44%   | Edtech企業への投資                                           |
| DoubleYard Inc.                              | ア メ リ カ 合 衆 国<br>マ サ チ ュ ー セ ッ ツ 州 | 千USD<br>30     | 間接 100%  | AI事業                                                   |
| JIEM INDIA PRIVATE<br>L I M I T E D          | イ ン<br>共 和 国                       | 千INR<br>63,000 | 間接 100%  | テスト等ライセンス事業<br>テストセンター事業<br>テスト運営・受託事業                 |

③ 重要な関連会社の状況

| 会社名                               | 所在地    | 資本金           | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容                               |
|-----------------------------------|--------|---------------|----------|---------------------------------------|
| 株式会社<br>旺文社 EduLab<br>EDGe School | 東京都渋谷区 | 千円<br>150,000 | 直接 50%   | オンライン教育プラットフォームの開発<br>スクール事業の企画、開発、運営 |

(注) 1. 株式会社旺文社EduLab EDGe Schoolは、2022年8月26日付で解散を決議し、清算手続き中であります。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループでは、今後の業務展開及び経営基盤の強化のため、以下の課題に取り組んでまいります。

##### ① ソフトウェア開発の強化

当社グループが今後も継続的な成長を果たしていくためには、当社グループが開発したCBTシステムや大規模試験での利用が可能な記述式答案の採点システム等について、市場での優位性を確保するための製品機能の強化が今後も不可欠であると認識しております。さらに、当社グループの提供するラーニングツールは、携帯端末向けのアプリを介して提供されることが主流となりつつありますが、快適なラーニング環境を提供するために必要な資源と時間は確実に増大しています。

また、当社グループで開発を進めているAIを用いた手書き文字認識技術（AI-OCR）を活かすための周辺機能の開発及び導入環境の整備や、AIを活用したアダプティブラーニング等を開発してまいりました。

当社グループは、時代の要請により変化する市場と今後も加速するテクノロジーの進歩に素早く対応するため、戦略に即した製品機能の強化、オプション機能の開発等を行い、競合他社との差別化を図ってまいります。

##### ② コンテンツ開発の強化

当社グループが展開するテスト商品及びラーニング商品は、時代の変化による問題の陳腐化を避けるため、継続的に新たなテスト問題の作成やラーニングのためのコンテンツ制作を行うことが不可欠です。また教育プラットフォーム事業において児童・生徒の学習への関心や意欲を高めるコンテンツの開発力を高めることが重要です。質の高いコンテンツ開発を担当する経験豊富な人材の供給は限られており、当社グループは、戦略的ビジネスパートナーとの連携などを通じて、経験豊富な質の高い人材にアクセスし、優良な学習コンテンツのライブラリーの開発・提供を進めて商品の競争力を高めてまいります。

##### ③ 海外拠点におけるソフトウェア開発・コンテンツ開発・採点業務の推進による生産性と収益性の向上

第一に、当社グループは、現在、ソフトウェア開発について自社の海外の開発拠点であるインドのプネ、アメリカのボストン及びアイルランドのダブリンにて、先端的なAIの開発に取り組んでおります。当社グループはこれらの体制を通じて質の高い豊富な海外の開発リソースを確保し、グループ全体のシステム開発及び運営の生産性の向上を目指してまいります。

第二に、英語関連コンテンツ開発及び採点業務をアメリカのシアトルにて行っております。当社グループは、主要サービスである英語関連サービスの更なる品質向上のために、テスト理論や英語教育分野の修士課程修了者を中心に高度な訓練を受けた人材を確保し、約15名の専門家集団及び約40名のコントラクターを活用して英語コンテンツの開発および採点業務を行っております。今後もグローバルなサプライチェーンを活用し、さらなる生産性向上を実現してまいります。

④ テストセンター事業の安定的運営と更なる拡大の両立

当社グループは、英検協会による1日で英語4技能を測定することができる受験形態の「英検S-CBT」の実施にあたり、その実施会場であるテストセンターの安定的な運営を実現できる体制構築に注力しており、2022年9月末現在で41の直営のテストセンターを運営しております。直営のテストセンターの運営には、テストセンターの賃料や会場運営等に係る固定費の発生に伴う稼働リスクが生じますが、今後この事業を一層安定的に運営し、「英検S-CBT」受験の普及・拡大及び英検協会以外の顧客の獲得等を通じて中長期にわたる事業拡大を実現してまいります。

⑤ 戦略的ビジネスパートナーとの連携強化に基づく教育プラットフォーム事業の拡大

当社グループは、現在展開している学習サービスをスタディギアブランドに統一し、英検の唯一の公式ラーニングサービスである「スタディギア for EIKEN」に続き、漢検、数検等、新たな公式ラーニングサービス提供をスタートさせました。今後も、スタディギアブランドの価値を高めるために戦略パートナーとの更なる連携強化が重要であると認識しております。当社グループは、的確なマーケティング戦略及び営業戦略を通じて本事業の収益化を図ってまいります。また、当社グループは2022年7月、株式会社増進会ホールディングスとの資本業務提携契約を締結しております。主にテスト分析・コンサルティング、教育機関・法人向け営業の拡充、独自の能力測定技術を生かしたサービスの付加価値向上、AIを活用した採点業務の効率化などの領域において、両社の事業シナジーを活かしたビジネスを拡充し、双方の企業価値向上を目指してまいります。

⑥ AI-OCR技術である「DEEP READ」の早期の事業応用とAI技術の活用領域の充実

各種学力調査は、「知識・技能」を中心に問う手法から「知識・技能」と「思考力・判断力・表現力」を総合的に評価する手法へと移行しつつあり、記述式の出題が増加する傾向にある一方、これに伴う採点費用も増加しています。当社グループは、大規模な学力調査における記述式解答の採点効率化の観点から、ディープラーニングに基づくAI技術を用いた高精度な手書き文字認識技術「DEEP READ」を開発してまいりました。当社グループは、早期に「DEEP READ」を事業応用し、記述式解答の採点プロセスのイノベーションを実現する

ことで競合他社との差別化を図っております。また、この文字認識技術は教育IT分野のみならずOCR（光学的文字認識）関連市場など他分野にも応用可能な技術と考えており、他分野への技術転用を積極的に進め当社グループのビジネスの拡大を図ってまいります。このため、当社グループは、子会社DoubleYard Inc.を通じて、優秀なAI人材の確保と研究開発活動に努めております。「DEEP READ」については、既に外資系大手金融機関、大手BPO会社、政府関連機関、大学等との協業プロジェクト等の受注実績がありますが、これまで進めてまいりましたAPI環境の整備や、多様なユーザーニーズに応える提供形態（クラウドサービス型・オンプレミス型・クラウドとオンプレミスの複合型）を整えながら、将来の大規模な受注に向けて、精度面、機能面、サポート面の更なる強化を図っております。

ディープラーニングを活用した技術及びサービスの開発手法は、他の分野へ応用することが比較的容易であることから、当社グループは、手書き文字認識技術の開発で培ったAIを活用した開発力を他の分野に展開して当社グループ全体の商品及びサービスの競争力を高めしていく方針です。当社グループがAIの活用を進める領域は、レコメンドエンジン（商品名：CAERA）、自然言語処理（英語：Natural Language Processing、略称：NLP）、オンライン試験監督システム（商品名：CheckPointZ）になります。これらの開発により、当社の全セグメントにおいて商品及びサービスの競争力の向上及び利益率の改善を図ることができると考えております。

#### ⑦ 大型公共プロジェクトの安定的運用

当社グループは、文部科学省が実施する令和5年度 全国学力・学習状況調査（小学校第6学年の児童を対象）を増進会グループとの協業を通じて、受託いたしました。また、世界的にも先進的なIRT（Item Response Theory、項目応答理論）を用いて個人及び学年の経年的な学力の進捗を測定する埼玉県学力・学習状況調査を開始以来7年連続で受託しております。これらをはじめとした大型の公共プロジェクトを、当社グループの強みであるテスト理論、AIソフトウェアや採点システム等を活用して安定的かつ効率的に運用し、収益の安定化を図ってまいります。

#### ⑧ コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の強化

当社は、特定の顧客との間の一部取引における一連の経緯や価格の妥当性を踏まえた経済合理性について、2021年8月2日付の当社取締役会において、特別調査委員会の設置を決議し、調査を行いました。2022年2月25日に特別調査委員会から最終報告書を受領し、その内容を踏まえて、2016年9月期から2020年9月期までの有価証券届出書及び有価証券報告書、並びに2018年9月期第3四半期報告書から2021年9月期第3四半期までの四半期報告書について一連の訂正を行っております。当社は、財務報告に関して内部統制が十分機能することの重要性を再確認し、再発防止策として2022年1月25日に改善報告書を東京証券

取引所へ提出した後、2022年2月25日に特別調査委員会の最終報告書を受領し、また、上記を受けて、株式会社東京証券取引所より当社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められたため、当社株式は同年4月1日に東京証券取引所から特設注意市場銘柄に指定されており、これより1年後に内部管理体制確認書を提出し、東京証券取引所による審査を受ける予定であります。当該審査において、内部管理体制に問題が認められない場合には、指定は解除になりますが、問題があるとされる場合は、原則として上場廃止、又は6か月間の特設注意市場銘柄指定の延長後の再審査となります。

特別調査委員会の最終報告書によれば、上記の過年度訂正に至った大きな要因として、予算達成に向けられたプレッシャーの下で、適切な会計処理や開示よりも業績達成が優先されていたこと、子会社・関連会社及び親密先との取引において価格決定や計上時期に融通が効く状況が存する中で、内部統制が有効に機能していなかったことが挙げられると指摘されています。また、当社としては、役職員の適切な会計処理及び開示に関する理解が不足していたと認識しております。

そこで、当社グループは、特別調査委員会の提言等に基づき、改善計画を策定し、取締役会の構造改革、会計処理に対する定期的な研修、コンプライアンス教育の強化、取締役会による監督機能強化、社内規程の整備・改訂及び業務フローの見直し、内部通報制度の周知徹底、管理部門のスタッフの増強、内部牽制体制の再構築、内部監査体制の見直し等を実施し、再発防止に向けたコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の一層の強化を図っております。

なお、当社が有価証券報告書等に虚偽記載を行ったこと等により損害を被ったとし、当社株主21名より損害賠償を求められており、その訴額は約1億7,000万円であります。当社といたしましては、今後、訴訟における原告の主張を踏まえて適切に対処してまいります。

### ⑨ 人材の確保と育成

当社グループは日本市場のみならず海外市場での事業の拡大を見据え、研究開発、事業開発、営業・マーケティング、内部管理の全ての面において、海外オペレーションにも対応可能な優秀な人材の確保、採用、育成が重要な課題であると認識しております。特に、専門性の高いAIエンジニア、項目応答理論等のテスト理論の専門家、教育コンテンツ開発の専門家等を積極的に採用してまいります。新たに採用した人員に対しては充実した研修を実施するなど人材の育成に取り組んでおり、今後も採用と並行して新入社員への研修・教育制度を整備することで優秀な人材の確保・育成に取り組む方針です。

(5) 主要な事業内容 (2022年9月30日現在)

| 事業区分         | 事業内容                                              |
|--------------|---------------------------------------------------|
| テスト等ライセンス事業  | 語学を中心とした試験サービス・学習サービスを英検協会や大学などの教育機関、民間企業、個人などに提供 |
| 教育プラットフォーム事業 | 会員データベースを土台とした、メディアサービスの提供・運営                     |
| テストセンター事業    | 公平・公正な環境下でCBTテストの実施を可能とするテストセンターの運営               |
| AI事業         | 自社で開発したAI技術を用いたソフトウェア及びサービスの提供                    |
| テスト運営・受託事業   | 公的テストの問題作成・システム構築・管理・運営・採点などに関する事業を受託             |

(6) 主要な事業所 (2022年9月30日現在)

① 当社

本 社 東京都渋谷区

② 子会社及び関連会社

前述の(3) 重要な親会社及び子会社の状況 ②重要な子会社の状況及び③重要な関連会社の状況に所在地を記載しております。

## (7) 使用人の状況 (2022年9月30日現在)

## ① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分         | 使用人数          | 前連結会計年度末比増減  |
|--------------|---------------|--------------|
| テスト等ライセンス事業  | 207 (269) 名   | 21名減 (34名増)  |
| 教育プラットフォーム事業 | 26 (3) 名      | 3名減 (1名増)    |
| テストセンター事業    | 36 (474) 名    | 5名減 (32名増)   |
| A I 事業       | 17 (4) 名      | 2名減 (4名増)    |
| テスト運営・受託事業   | 32 (456) 名    | 2名減 (286名減)  |
| 全社 (共通)      | 42 (8) 名      | 10名増 (2名減)   |
| 合計           | 360 (1,214) 名 | 23名減 (167名減) |

(注) 1. 使用人数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む) であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む) は、最近1年間の平均人員を ( ) 外数で記載しています。

2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、管理・事業開発・国際業務を担っている者です。

## ② 当社の使用人の状況

| 使用人数     | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------|-----------|-------|--------|
| 40 (8) 名 | 8名増 (2名減) | 44.2歳 | 4.5年   |

(注) 使用人数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む) であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む) は、最近1年間の平均人員を ( ) 外数で記載しています。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年9月30日現在)

| 借 入 先                   | 借 入 額       |
|-------------------------|-------------|
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行   | 1,161,000千円 |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行       | 1,033,333千円 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行     | 1,001,000千円 |
| 株 式 会 社 新 生 銀 行         | 550,000千円   |
| 株 式 会 社 千 葉 銀 行         | 300,000千円   |
| 株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫 | 225,000千円   |
| 三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 202,500千円   |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行       | 192,870千円   |

(注) 株式会社三井住友銀行からの借入額には、同行を幹事とするシンジケートローンによる借入額 (667,000千円、金融機関5行) が一部含まれております。

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループでは、当連結会計年度において、テストセンター事業を中心とした売上の増加や減価償却費の減少があったものの、前連結会計年度に引き続き、営業損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上している状況にあります。そのため、当社グループでは継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在していません。

しかしながら、従来取り組んでいた不採算なプロジェクトからの撤退の検討や採算性の高いプロジェクトへの注力による選択と集中を推進するほか、新規の開発計画の見直し、販管費を含めた固定費の削減等を行うことで、営業キャッシュ・フローの創出、収益率の改善を継続的に図り経営基盤の強化・安定に努めております。

資金面においては、主力金融機関と良好な関係を維持しており、継続的な支援が得られるよう取引金融機関と協議し、手元流動資金の確保に努めており、当連結会計年度において6,053,510千円の現金及び預金を確保しており、財務基盤は安定しております。

また、当社は2022年7月29日付「株式会社増進会ホールディングスとの資本業務提携契約の締結、株式の売出し、主要株主及び主要株主である筆頭株主並びにその他の関係会社の異動に関するお知らせ」にて開示の通り、同日付で株式会社増進会ホールディングスとの資本業務提携契約を締結し、株式会社増進会ホールディングスの関係会社となっております。

以上から、当社グループでは、継続企業的前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

## 2. 株式の状況 (2022年9月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 24,480,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,070,470株
1. 新株予約権の行使により、新株式43,200株を発行しております。
  2. 発行済株式の総数には、自己株式6,954株を含んでおります。
- (3) 株主数 4,926名
- (4) 大株主

| 株 主 名                                              | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|----------------------------------------------------|------------|---------|
| 株 式 会 社 Z E 1<br>代 表 取 締 役 藤 井 孝 昭                 | 3,008,200株 | 29.89%  |
| 株 式 会 社 旺 文 社<br>代 表 取 締 役 社 長 桑 川 秀 樹             | 527,825株   | 5.24%   |
| 高 村 淳 一                                            | 484,800株   | 4.82%   |
| 松 田 浩 史                                            | 482,600株   | 4.80%   |
| エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社<br>代 表 取 締 役 社 長 丸 岡 亨     | 349,400株   | 3.47%   |
| 古 屋 雅 章                                            | 314,600株   | 3.13%   |
| 株 式 会 社 増 進 会 ホ ー ル デ ィ ン グ ス<br>代 表 取 締 役 藤 井 孝 昭 | 311,200株   | 3.09%   |
| 関 伸 彦                                              | 293,600株   | 2.92%   |
| 株 式 会 社 旺 文 社 キ ャ ピ タ ル<br>代 表 取 締 役 赤 尾 文 夫       | 268,400株   | 2.67%   |
| 林 規 生                                              | 238,300株   | 2.37%   |

(注) 持株比率は自己株式 (6,954株) を控除して計算しております。

### 3. 新株予約権等の状況（2022年9月30日現在）

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                                     |                     | 第 1 回 新 株 予 約 権                             | 第 2 回 新 株 予 約 権                           |
|-------------------------------------|---------------------|---------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                           |                     | 2015年12月24日                                 | 2018年1月12日                                |
| 新 株 予 約 権 の 数                       |                     | 1,836個                                      | 213個                                      |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数 |                     | 普通株式 367,200株<br>(新株予約権1個につき200株)           | 普通株式 42,600株<br>(新株予約権1個につき200株)          |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                 |                     | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                         | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                       |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額              |                     | 新株予約権1個当たり<br>75,600円<br>(1株当たり 378円)       | 新株予約権1個当たり<br>243,400円<br>(1株当たり 1,217円)  |
| 権 利 行 使 期 間                         |                     | 2017年12月24日から<br>2025年12月17日まで              | 2020年1月12日から<br>2027年12月19日まで             |
| 行 使 の 条 件                           |                     | (注) 1                                       | (注) 2                                     |
| 役 員 の 保 有 状 況                       | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 499個<br>目的となる株式数 99,800株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 0個<br>目的となる株式数 0株<br>保有者数 0名      |
|                                     | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数 0個<br>目的となる株式数 0株<br>保有者数 0名        | 新株予約権の数 25個<br>目的となる株式数 5,000株<br>保有者数 1名 |
|                                     | 監 査 役               | 新株予約権の数 0個<br>目的となる株式数 0株<br>保有者数 0名        | 新株予約権の数 0個<br>目的となる株式数 0株<br>保有者数 0名      |

(注) 1. ①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の、取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があるとして当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。

②新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当社との間で良好に関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数及び行使の時期について当社取締役会の承認を要するものとする。

③新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

④当社の普通株式が日本国内の証券取引所に上場された日（以下、「上場日」という）から6ヶ月を経過するまでは、新株予約権を行使することはできない。

- ⑤上場日から6ヶ月を経過した後に、以下の区分に従って、新株予約権の一部又は全部を行使することができる。なお、計算で生じた1個未満の端数は切り上げる。
- (ア) 上場日から6ヶ月経過後、1年6ヶ月を経過するまでは、新株予約権の個数の3分の1
  - (イ) 上場日から1年6ヶ月経過後、2年6ヶ月を経過するまでは、新株予約権の個数の3分の2から本項(ア)の期間内に行使した個数を除いた個数
  - (ウ) 上場日から2年6ヶ月経過後は、新株予約権の個数の全てから本項(ア)及び(イ)の期間内に行使した個数を除いた個数
2. ①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の、取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があるとして当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。
- ②新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当社との間で良好に関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数及び行使の時期について当社取締役会の承認を要するものとする。
- ③新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ④当社の普通株式が日本国内の証券取引所に上場された日(以下、「上場日」という)から6ヶ月を経過するまでは、新株予約権を行使することはできない。
- ⑤上場日から6ヶ月を経過した後に、以下の区分に従って、新株予約権の一部又は全部を行使することができる。なお、計算で生じた1個未満の端数は切り上げる。
- (ア) 上場日から6ヶ月経過後、1年6ヶ月を経過するまでは、新株予約権の個数の3分の1
  - (イ) 上場日から1年6ヶ月経過後、2年6ヶ月を経過するまでは、新株予約権の個数の3分の2から本項(ア)の期間内に行使した個数を除いた個数
  - (ウ) 上場日から2年6ヶ月経過後は、新株予約権の個数の全てから本項(ア)及び(イ)の期間内に行使した個数を除いた個数
3. 2018年6月7日付、及び2018年11月12日付で行われた株式分割により「新株予約権の目的となる株式の数」と「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

(2) **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2022年9月30日現在)

| 会社における地位  | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                          |
|-----------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 | 廣 實 学   | 社長兼CEO<br>株式会社教育測定研究所取締役<br>株式会社教育デジタルソリューションズ取締役<br>Edutech Lab AP Private Limited Director     |
| 取 締 役     | 本 多 輝 行 | 副社長兼COO兼経営戦略室長<br>株式会社教育測定研究所取締役<br>株式会社教育デジタルソリューションズ取締役                                        |
| 取 締 役     | 関 伸 彦   | CFO<br>財務企画本部管掌、経理本部管掌                                                                           |
| 取 締 役     | 本 坊 吉 隆 | ネクスト・キャピタル・パートナーズ株式会社<br>代表取締役パートナー                                                              |
| 取 締 役     | 永 田 光 博 | 代々木上原法律事務所代表弁護士                                                                                  |
| 取 締 役     | 藤 井 智   | ソフィア・パートナーズ合同会社 代表社員                                                                             |
| 取 締 役     | 今 村 敬   | 清明監査法人代表社員<br>公益社団法人日本歯科衛生士会監事 (非常勤)<br>コンフェックス株式会社社外監査役 (非常勤)<br>ティーキャピタルパートナーズ株式会社監査役<br>(非常勤) |
| 常 勤 監 査 役 | 曾 我 晋   | 株式会社教育測定研究所監査役                                                                                   |
| 監 査 役     | 清 水 恵   | 西村あさひ法律事務所パートナー弁護士<br>横浜ゴム株式会社社外監査役 (非常勤)                                                        |
| 監 査 役     | 小 柴 美 樹 | 小柴公認会計士事務所所長                                                                                     |

- (注) 1. 取締役本坊吉隆氏、永田光博氏、藤井智氏及び今村敬氏は、社外取締役であります。
2. 監査役清水恵氏及び小柴美樹氏は、社外監査役であります。
3. 監査役小柴美樹氏は、公認会計士の資格を有し、長年にわたり監査法人に勤務し監査業務に携わった経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 社外取締役本坊吉隆氏、永田光博氏、藤井智氏及び今村敬氏並びに社外監査役小柴美樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 当期中の取締役及び監査役の異動等

①代表取締役廣實学氏は2021年12月23日に代表取締役社長兼CEOに就任しております。

また、2021年12月24日に株式会社教育測定研究所代表取締役社長代行に就任、2022年1月25日をもって同社代表取締役社長代行を退任し、取締役に就任しております他、2022年8月26日をもって株式会社旺文社EduLab EDGe School取締役を退任し、2022年9月30日に株式会社教育デジタルソリューションズ取締役に就任しております。

②取締役本多輝行氏は2022年3月29日開催の臨時株主総会において取締役に選任され、同日をもって副社長兼COO兼経営戦略室長、総務人事本部管掌に就任しておりましたが、2022年9月30日をもって取締役及び副社長兼COO兼経営戦略室長を辞任しております。

また、2022年8月26日をもって株式会社旺文社EduLab EDGe School取締役を退任し、2022年9月30日をもって株式会社教育測定研究所取締役及び株式会社教育デジタルソリューションズ取締役を辞任しております。

③取締役関伸彦氏は2021年12月23日をもって代表取締役副社長兼CFOを退任し、取締役CFOに就任しております。

④取締役永田光博氏は2021年12月23日をもって監査役を退任し、取締役に就任しております。

⑤2021年12月23日開催の第7期定時株主総会において藤井智氏、今村敬氏が取締役に選任され、就任しております。

⑥当期中に退任した取締役

| 退任時の地位 | 氏名    | 退任日        | 退任時の担当及び重要な兼職の状況                                          |
|--------|-------|------------|-----------------------------------------------------------|
| 取締役    | 松田 浩史 | 2022年3月29日 | —                                                         |
| 取締役    | 高村 淳一 | 2022年5月9日  | —                                                         |
| 取締役    | 本多 輝行 | 2022年9月30日 | 副社長兼COO兼経営戦略室長<br>株式会社教育測定研究所取締役<br>株式会社教育デジタルソリューションズ取締役 |

(注) 1. 取締役松田浩史氏は2021年12月23日をもって代表取締役副社長兼ESG担当兼社長室長を退任し、取締役に就任しておりましたが、2022年3月29日をもって退任しております。

2. 取締役高村淳一氏は2021年12月23日をもって代表取締役社長兼CEOを退任し、取締役に就任しておりましたが、2022年5月9日をもって辞任しております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社における全ての取締役及び監査役を被保険者とした、会社法（第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（マネジメントリスクプロテクション保険契約）を保険会社との間で締結しております。

当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・ 会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
- ・ 被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。
- ・ 当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月21日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

#### 1. 基本方針

当社は、取締役報酬について、株主総会で承認された取締役報酬枠の中で、取締役会が指名・報酬委員会に諮問し、その答申結果をもとに、取締役会が決定する。業務執行取締役の報酬については、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するように、固定報酬としての基本報酬に加えて、株主利益に連動する株式報酬から構成される報酬体系とする。社外取締役については、その監督機能を有効に機能させることを目的として、固定報酬としての金銭報酬のみとする。個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準となるように決定する。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は固定報酬とし、役位、職責、在任年数及び過去の実績に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定し、在任中月次で定期的に支払うものとする。

3. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度(2020年12月23日開催の第6期定時株主総会において承認可決)を導入した。当社の譲渡制限付株式報酬制度は、当社の取締役(社外取締役を除き、以下「対象取締役」という。)が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的とする。当社の譲渡制限付株式報酬制度においては、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬に関する報酬等として、上記の基本報酬とは別枠として金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割り当てを受けることとし、支給する金銭報酬債権の額は、株価上昇及び企業価値向上へのインセンティブを高められる水準で、経営環境等を総合的に考慮して決定する。当該金銭報酬債権は、当社の対象取締役が現物出資の方法で譲渡制限付株式の割り当てを受けることに同意していること、及び、譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として、各事業年度の定時株主総会の終了後一定の時期に支給する。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、経営環境の変化、各種の外部データ、経営内容等を勘案した上で、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることができ、かつ、優秀な人材の確保が可能となる水準で決定する。5の委任を受けた代表取締役社長は、上記の方針に沿って取締役の個人別の報酬等の額に対する割合を決定する。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額の決定については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額、株式報酬の額及び種類別の報酬割合の決定とする。上記の委任をうけた代表取締役社長は、上記1乃至4の方針に従い、役員の役割及び職責に相応しい水準並びに客観性及び透明性を確保するため、指名・報酬委員会からの答申内容を尊重し、各取締役の評価に基づき個人別の報酬額を決定する。

## ②当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分       | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |             |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|-----------|-----------------|------------------|-------------|------------|-----------------------|
|           |                 | 基本報酬             | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |                       |
| 取締役       | 175             | 175              | -           | -          | 17                    |
| (うち社外取締役) | (33)            | (33)             | (-)         | (-)        | (5)                   |
| 監査役       | 26              | 26               | -           | -          | 5                     |
| (うち社外監査役) | (14)            | (14)             | (-)         | (-)        | (4)                   |
| 合 計       | 202             | 202              | -           | -          | 22                    |
| (うち社外役員)  | (47)            | (47)             | (-)         | (-)        | (9)                   |

- (注) 1.取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- 2.取締役の金銭報酬の額は、2022年3月29日開催の臨時株主総会において年額上限2.5億円（うち、社外取締役分5千万円）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち、社外取締役は4名）であります。
- また、金銭報酬とは別枠で、2020年12月23日開催の第6期定時株主総会において、株式報酬の額として年額1億円以内、株式数の上限を年15,775株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、12名であります。
- 3.監査役の金銭報酬の額は、2019年12月26日開催の第5期定時株主総会において、年額上限3千万円とすることを決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、5名であります。
- 4.上表の取締役及び監査役の員数が当事業年度末日の取締役及び監査役の員数と相違しておりますのは、2021年12月23日開催の第7回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役9名（うち社外取締役1名）及び監査役2名（うち社外監査役2名）、2022年3月29日開催の臨時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、並びに2022年5月9日をもって辞任した取締役1名を含み、無報酬の取締役1名を除いているためであります。
- 5.取締役会は、代表取締役社長兼CEO廣實学に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役本坊吉隆氏は、ネクスト・キャピタル・パートナーズ株式会社の代表取締役パートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・取締役永田光博氏は、代々木上原法律事務所代表弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・取締役藤井智氏は、ソフィア・パートナーズ合同会社の代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・取締役今村敬氏は、清明監査法人の代表社員であるとともに、公益社団法人日本歯科衛生士会監事（非常勤）、コンフェックス株式会社社外監査役（非常勤）及びティーキャピタルパートナーズ株式会社監査役（非常勤）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役清水恵氏は、西村あさひ法律事務所パートナー弁護士であるとともに、横浜ゴム株式会社社外監査役であります。当社と西村あさひ法律事務所との間には取引関係がありますが、当社と横浜ゴム株式会社との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役小柴美樹氏は、小柴公認会計士事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区分  | 氏名    | 出席状況及び発言状況                                                                                                                                       |
|-----|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 本坊 吉隆 | 当事業年度に開催された取締役会43回の全てに出席いたしました。金融業界における幅広い経験及び会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。                                                    |
| 取締役 | 永田 光博 | 当事業年度に開催された取締役会43回のうち、監査役として11回、取締役として32回出席し、また当事業年度に開催された監査役会のうち、2021年12月23日に退任するまでに開催の6回全てに出席いたしました。金融機関における長年の経験及び弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。 |
| 取締役 | 藤井 智  | 2021年12月23日就任以降、当事業年度に開催された取締役会32回の全てに出席いたしました。金融業界における長年の経験及び会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。                                    |
| 取締役 | 今村 敬  | 2021年12月23日就任以降、当事業年度に開催された取締役会32回の全てに出席いたしました。監査法人における長年の監査業務の経験及び公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。                                                 |
| 監査役 | 清水 恵  | 当事業年度に開催された取締役会43回及び監査役会18回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。                                                                              |
| 監査役 | 小柴 美樹 | 当事業年度に開催された取締役会43回及び監査役会18回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。                                                                            |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称 監査法人アリア（一時会計監査人）

(注) 当社の会計監査人でありました有限責任 あずさ監査法人が、2022年4月20日付で監査契約を解除したことに伴い、当社では、同日開催の監査役会において、監査法人アリアを一時会計監査人に選任し、同監査法人が就任いたしました。

### (2) 報酬等の額

|                                     | 有限責任 あずさ監査法人 | 監査法人アリア  |
|-------------------------------------|--------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 182,288千円    | 49,800千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 182,288千円    | 49,800千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社の一部については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の概要及びその運用状況の概要は以下のとおりです。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (ア) 当社は、当社グループ（当社及び当社子会社から成る企業集団をいう。以下同じ）が法令・定款及び社会規範を遵守するための「企業倫理規程」を制定し、全社に周知徹底する。
  - (イ) 「コンプライアンス規程」を制定するとともに、コンプライアンス委員会及びリスク委員会を設置し、当社のコンプライアンス体制の構築・維持にあたる。
  - (ウ) 当社のコンプライアンス担当者は、当社の役員、使用人に対し、コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
  - (エ) 内部通報制度を設け、当社の使用人が、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
  - (オ) 当社は、「健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶する。」ことを宣し、当社は、これに基づき、毅然とした態度で臨むものとする。

### （運用状況）

- ・当社は、「企業倫理規程」を制定し、電磁的媒体に記録して保存し、取締役及び使用人が常時閲覧可能な状態としております。
- ・当社においては、監督機能の実効性を高めるため専門的知見を有する社外取締役4名、社外監査役2名を選任しており、当事業年度において、これらの社外役員も出席する取締役会を43回、監査役会を18回開催しました。
- ・コンプライアンス委員会を5回開催し、また全社員を対象としたコンプライアンス研修を実施し、当社のコンプライアンス体制の構築・維持に努めました。
- ・リスク委員会を5回開催し、リスク管理体制の整備及びリスク顕在化の予防等に努めました。
- ・内部通報制度を設置し、これを社内に周知したほか、反社会的勢力の排除については、株主、役員、使用人及び取引先の全てに対して反社チェックを実施しました。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (ア) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」等に基づき、適切に保管及び管理を行う。
- (イ) 取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できる体制とする。
- (運用状況)
- ・法令及び「文書管理規程」等に基づいて取締役会議事録、稟議書、その他取締役の職務遂行に係る情報を文書及び電磁的媒体に記録して保存し、取締役及び監査役が常時閲覧可能な状態としております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (ア) 「リスク管理規程」を制定し、会社の事業活動において想定される各種のリスクに対応する部署又は組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
- (イ) リスク委員会を設置し、当社の事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
- (ウ) 危機発生時には、緊急事態対応体制を取り、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処する。
- (運用状況)
- ・当社だけでなく、当社の子会社においても「リスク管理規程」を制定し、当社グループの重大な事故については、速やかに当社にも報告される体制の整備を図っております。
  - ・当事業年度において、リスク委員会を5回開催し、リスク管理体制の整備及びリスク顕在化の予防等に努めました。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 当社は、その規模や業態等に応じて、必要により、以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。
- (ア) 取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、各取締役の業務執行機能を分離する。
- (イ) 「取締役会規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
- (ウ) 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

## (運用状況)

- ・当社においては、定時及び臨時の取締役会を開催するだけでなく、毎週1回当社グループの経営会議を開催し、経営全般に係る討議や取締役会への付議事項についての事前討議等を行い、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図っております。
- ・取締役会の開催に際して、資料を事前配布し、社外取締役及び社外監査役が十分な検討をする時間を確保し、必要に応じて事前説明を行うよう努めております。また、社外取締役に対しては、重要会議の議事、結果を報告しております。社外監査役に対しては、常勤監査役より、重要会議の議事、結果を報告するとともに、監査役監査、会計監査、内部監査間の情報共有を促進しております。
- ・社内申請及び稟議承認のための電磁的なシステムを導入することで、意思決定及び情報共有の迅速化を図っております。

- ⑤ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (ア) 取締役会は、経営計画を決議し、財務経理部門はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。
- (イ) 内部監査部門は、内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
- (ウ) 財務企画担当部を関係会社担当部署とし、「関係会社管理規程」に基づき関係会社の管理を行う。
- (エ) 当社の「企業倫理規程」を、当社グループ共通の行動基準として、子会社に周知する。

## (運用状況)

- ・当社の取締役・監査役及び執行役員等が子会社の取締役・監査役を務め、子会社における業務の適正性を監視できる体制の整備を図っております。
- ・子会社の重要な業務執行については、毎週1回当社グループの経営会議にて報告することとし、子会社の役職員の親会社への報告体制の整備を図っております。
- ・子会社の稟議申請書等の管理は当社において行うこととしております。
- ・子会社に対して当社の内部監査部門が直接監査を行い、グループ内の情報共有及び業務監視を実施しております。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(ア) 監査役の職務を補助すべき専任又は兼任の使用人として監査役会事務局を設ける。また、監査役は、その職務の必要に応じて、総務人事部門等の使用人を、一定期間、特定の実務のための職務を補助する者として指名することができる。

(イ) 当社の取締役は、当該使用人をして、監査役の指示に従ってその職務の補助に当たらせるとともに、当該使用人が監査役の職務の補助に必要な権限を確保するほか、当該使用人の解雇、配転、考課、賃金その他の報酬等の雇用条件に関する事項に関しては、あらかじめ監査役会に相談することを要する。

(運用状況)

- ・当事業年度において、特定の実務を補助するための使用人は配置していませんが、監査役会の実施等のサポートとして総務人事本部に複数の担当者を配置しております。

- ⑦ 監査役への報告に関する体制及び監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(ア) 当社の取締役は、業務執行に関する事項に加え、経営に重大な影響を及ぼす事項、法令・定款に違反すると思われる事項、会社に著しい損害を及ぼす事項等を監査役に報告する。

(イ) 当社グループ各社の取締役及び使用人は、当該事項に関する重要な事実を発見した場合は、「内部通報規程」に基づき監査役に報告できるものとしており、当該報告者に対し監査役へ通報または相談したことを理由として、不利な取扱いを行うことを禁止する。

(運用状況)

- ・監査役への報告については、内部通報規程において、監査役へ通報または相談を行ったことを理由として、当該報告者に対し不利な取扱いを行うことを禁じており、その旨を取締役及び使用人に対し周知しています。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
当社は、監査役がその職務の執行に関し、費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに処理する。

(運用状況)

- ・ 監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査役の請求に基づき速やかに処理を行っております。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(ア) 監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。

(イ) 監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。

(ウ) 監査役は、会計監査人及び内部監査部門と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。

(エ) 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、当社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

(運用状況)

- ・ 監査役は、代表取締役、会計監査人及び内部監査室との間で定期的に情報交換等を行い、意思疎通を図っております。また、監査業務に必要と判断した場合は、当社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取しています。

- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

(ア) 信頼性のある財務報告の作成及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「内部統制規程」を定め、内部統制が有効に機能するための体制を構築する。

(イ) 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程等の適切な整備及び運用を行う。

(ウ) 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば、必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。

(エ) 内部監査室は、当社の財務報告に係る内部統制について監査を行い、是正や改善の必要があるときには、当該主管部門及び被監査部門は、速やかにその対策を講ずる。

(オ) 内部統制推進室は、グループ企業のコンプライアンス、リスク管理等の内部統制シス

テムの整備・運用に関する事項を担当し、持株会社及び連結子会社の統制環境から業務の統制活動、財務報告の信頼性を確保するための文書化に関する事項等を推進する。

(運用状況)

- ・適切な財務報告を確保するため、「内部統制規程」を制定のうえ、これに従い内部統制体制について運用を行っております。また、2022年2月より内部統制推進室を設置し、内部監査室と連携しながら、グループ企業のコンプライアンス、リスク管理等の内部統制システムの整備・運用を実施しています。

#### ⑪ 反社会的勢力の排除に向けた体制

(ア) 当社及び当社子会社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切の関わりを持たず、不当・不法な要求には応じないことを基本方針とし、「反社会的勢力排除規程」を定め、当社の役員、従業員に周知徹底する。

(イ) 平素より、関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時は、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

(運用状況)

- ・当社においては、「反社会的勢力排除規程」を制定のうえ、これを社内で周知しております。また、「反社会的勢力排除規程」に従って、株主、役員、使用人及び取引先の全てに対して反社チェックを実施し、問題がないことを確認しております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

# 連結貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目           | 金 額        | 科 目            | 金 額        |
|---------------|------------|----------------|------------|
| <b>(資産の部)</b> |            | <b>(負債の部)</b>  |            |
| 流動資産          | 9,091,198  | 流動負債           | 5,418,496  |
| 現金及び預金        | 6,053,510  | 買掛金            | 292,994    |
| 売掛金           | 1,167,493  | 短期借入金          | 1,538,499  |
| 契約資産          | 423,704    | 1年内償還予定の社債     | 159,576    |
| 商品            | 276,769    | 1年内返済予定の長期借入金  | 1,395,186  |
| 仕掛品           | 18,001     | 未払法人税等         | 12,887     |
| その他           | 1,151,719  | 契約負債           | 935,628    |
| 固定資産          | 3,342,490  | 受注損失引当金        | 5,910      |
| 有形固定資産        | 135,887    | 特別調査費用引当金      | 170,770    |
| 建物附属設備        | 82,469     | その他            | 907,044    |
| 工具、器具及び備品     | 41,666     | 固定負債           | 1,984,250  |
| その他           | 11,752     | 社債             | 107,300    |
| 無形固定資産        | 1,963,236  | 長期借入金          | 1,787,017  |
| ソフトウェア        | 1,401,240  | 事業整理損失引当金      | 14,000     |
| ソフトウェア仮勘定     | 316,054    | その他            | 75,933     |
| その他           | 245,940    | 負債合計           | 7,402,747  |
| 投資その他の資産      | 1,243,367  | <b>(純資産の部)</b> |            |
| 投資有価証券        | 476,761    | 株主資本           | 5,259,237  |
| 繰延税金資産        | 51,154     | 資本金            | 5,279,458  |
| その他           | 715,451    | 資本剰余金          | 5,631,620  |
| 繰延資産          | 4,203      | 利益剰余金          | △5,632,335 |
| 資産合計          | 12,437,892 | 自己株式           | △19,506    |
|               |            | その他の包括利益累計額    | △359,693   |
|               |            | その他有価証券評価差額金   | 2,133      |
|               |            | 為替換算調整勘定       | △361,826   |
|               |            | 非支配株主持分        | 135,600    |
|               |            | 純資産合計          | 5,035,144  |
|               |            | 負債純資産合計        | 12,437,892 |

## 連結損益計算書

( 2021年10月 1 日から  
2022年 9 月30日まで )

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額     | 額         |
|--------------------|---------|-----------|
| 売上高                |         | 9,758,424 |
| 売上総利益              |         | 6,771,092 |
| 販売費及び一般管理費         |         | 2,987,332 |
| 営業損失(△)            |         | 3,221,723 |
| 受取配当金              | 1,325   |           |
| 受取替証券              | 62,258  |           |
| 投資有価証券売却益          | 328,579 |           |
| 投資契約の解除の益          | 267,378 |           |
| その他                | 12,852  |           |
| 営業外費用              | 57,855  | 730,249   |
| 支店投資の損             | 45,323  |           |
| 投資事業組合の損           | 149,104 |           |
| 手数料                | 80,000  |           |
| 分法による投資損           | 75,166  |           |
| その他                | 45,646  | 395,240   |
| 経常利益               |         | 100,617   |
| 事業整理損              | 16,000  |           |
| 投資有価証券売却益          | 373,402 | 389,402   |
| 特別損失               |         |           |
| 減価償却費              | 595,849 |           |
| 投資有価証券評価損          | 200,741 |           |
| 特別調査費用             | 234,300 |           |
| 上場契約違約金            | 48,000  |           |
| 固定資産除却損            | 170,883 |           |
| 関係会社株式売却損          | 21,020  |           |
| その他                | 6,092   | 1,276,888 |
| 税金等調整前当期純損失(△)     |         | △786,867  |
| 法人税、住民税及び事業税       | 51,954  |           |
| 法人税等調整額            | △36,257 | 15,697    |
| 当期純損失(△)           |         | △802,565  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益    |         | 16,134    |
| 親会社株主に帰属する当期純損失(△) |         | △818,700  |

# 貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目            | 金 額               |
|-----------------|-------------------|----------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>  |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>6,129,375</b>  | <b>流動負債</b>    | <b>3,331,971</b>  |
| 現金及び預金          | 4,595,634         | 買掛金            | 128,132           |
| 売掛金             | 342,319           | 短期借入金          | 1,162,500         |
| 前払費用            | 31,438            | 1年内償還予定の社債     | 71,400            |
| その他             | 1,159,983         | 1年内返済予定の長期借入金  | 1,061,186         |
| <b>固定資産</b>     | <b>3,979,914</b>  | 未払金            | 290,325           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>115,004</b>    | 未払費用           | 24,847            |
| 建物附属設備          | 81,898            | 前受金            | 373,298           |
| 工具、器具及び備品       | 33,106            | 預り金            | 47,919            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>42,592</b>     | 特別調査費用引当金      | 170,770           |
| ソフトウェア          | 40,139            | その他            | 1,592             |
| ソフトウェア仮勘定       | 2,453             | <b>固定負債</b>    | <b>2,437,861</b>  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>3,822,317</b>  | 社債             | 107,300           |
| 関係会社株式          | 567,290           | 長期借入金          | 2,121,017         |
| 関係会社長期貸付金       | 4,459,230         | 関係会社事業損失引当金    | 209,544           |
| その他             | 213,893           | <b>負債合計</b>    | <b>5,769,832</b>  |
| 貸倒引当金           | △1,418,096        | <b>(純資産の部)</b> |                   |
| <b>繰延資産</b>     | <b>3,585</b>      | <b>株主資本</b>    | <b>4,343,043</b>  |
| 社債発行費           | 3,585             | 資本金            | 5,279,458         |
| <b>資産合計</b>     | <b>10,112,876</b> | 資本剰余金          | 6,240,508         |
|                 |                   | 資本準備金          | 5,853,987         |
|                 |                   | その他資本剰余金       | 386,520           |
|                 |                   | <b>利益剰余金</b>   | <b>△7,145,995</b> |
|                 |                   | その他利益剰余金       | △7,145,995        |
|                 |                   | 繰越利益剰余金        | △7,145,995        |
|                 |                   | <b>自己株式</b>    | <b>△30,928</b>    |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>   | <b>4,343,043</b>  |
|                 |                   | <b>負債純資産合計</b> | <b>10,112,876</b> |

## 損益計算書

( 2021年10月1日から  
2022年9月30日まで )

(単位：千円)

| 科 目            | 金 額     | 金 額        |
|----------------|---------|------------|
| 売上高            |         | 1,716,369  |
| 売上原価           |         | 209,202    |
| 売上総利益          |         | 1,507,166  |
| 販売費及び一般管理費     |         | 1,511,169  |
| 営業損失(△)        |         | △4,002     |
| 営業外収益          |         |            |
| 受取利息           | 118,452 |            |
| 為替差益           | 134,712 |            |
| その他            | 4,689   | 257,855    |
| 営業外費用          |         |            |
| 支払利息           | 41,423  |            |
| 支払手数料          | 80,000  |            |
| その他            | 3,187   | 124,611    |
| 経常利益           |         | 129,240    |
| 特別利益           |         |            |
| 関係会社事業損失引当金戻入額 | 151,000 |            |
| 貸倒引当金戻入額       | 621,543 | 772,543    |
| 特別損失           |         |            |
| 減損損失           | 100,870 |            |
| 関係会社株式評価損      | 724,611 |            |
| 貸倒引当金繰入額       | 349,839 |            |
| 関係会社事業損失引当金繰入額 | 44,714  |            |
| 特別調査費用引当金繰入額   | 234,300 |            |
| 市場契約違約金        | 48,000  |            |
| 債権放棄損          | 941,544 |            |
| その他            | 6,092   | 2,449,973  |
| 税引前当期純損失(△)    |         | △1,548,188 |
| 法人税、住民税及び事業税   | 7,298   | 7,298      |
| 当期純損失(△)       |         | △1,555,486 |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年11月24日

株式会社EduLab  
取締役会 御中

監査法人アリア  
東京都港区

|        |       |   |   |   |   |   |
|--------|-------|---|---|---|---|---|
| 代表社員   | 公認会計士 | 茂 | 木 | 秀 | 俊 | Ⓔ |
| 業務執行社員 |       |   |   |   |   |   |
| 代表社員   | 公認会計士 | 山 | 中 | 康 | 之 | Ⓔ |
| 業務執行社員 |       |   |   |   |   |   |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社EduLabの2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社EduLab及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年11月24日

株式会社EduLab  
取締役会 御中

監査法人アリア  
東京都港区

|                |               |
|----------------|---------------|
| 代表社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 茂木 秀俊 ㊞ |
| 代表社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 山中 康之 ㊞ |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社EduLabの2021年10月1日から2022年9月30日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会及びその他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。一方、特別調査委員会からは過年度の有価証券報告書等の訂正に至った要因として当社の内部統制が十分に機能していなかったと考えられる旨の指摘と再発防止策の方針に関する提言を受けました。監査役会においては、引き続き、特別調査委員会の提言を踏まえた取締役による内部統制改善への取り組みと再発防止策の実施状況を監視してまいります。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月24日

株式会社 EduLab 監査役会

常勤監査役 曾我 晋 ㊟

社外監査役 清水 恵 ㊟

社外監査役 小柴 美樹 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### (1) 提案の理由

- ① 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会における議決権を有する構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- ② 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が本年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に対応するため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
  - (ア) 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - (イ) 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - (ウ) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。
  - (エ) 上記の新設・削除に伴い、附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものとしたします。
- ③ その他、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

## (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更については、本株主総会の終結の時をもって効力を生じるものとしていたします。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                        | 変 更 案                          |
|--------------------------------|--------------------------------|
| 第1章 総 則                        | 第1章 総 則                        |
| 第1条～第4条 (条文省略)                 | 第1条～第4条 (現行どおり)                |
| (機関の設置)                        | (機関の設置)                        |
| 第5条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 | 第5条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 |
| (1)取締役会                        | (1)取締役会                        |
| (2)監査役                         | (2) <u>監査等委員会</u>              |
| (3)監査役会                        | (削除)                           |
| (4)会計監査人                       | (3)会計監査人                       |
| 第2章 株 式                        | 第2章 株 式                        |
| 第6条～第9条 (条文省略)                 | 第6条～第9条 (現行どおり)                |
| (株主名簿管理人)                      | (株主名簿管理人)                      |
| 第10条 (条文省略)                    | 第10条 (現行どおり)                   |
| (2) (条文省略)                     | <u>2.</u> (現行どおり)              |
| (3) (条文省略)                     | <u>3.</u> (現行どおり)              |
| 第11条 (条文省略)                    | 第11条 (現行どおり)                   |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(基準日)<br/> 第12条 (条文省略)<br/> (2) (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集および招集者)<br/> 第13条 (条文省略)<br/> (2) (条文省略)</p> <p>(決議)<br/> 第14条 (条文省略)<br/> (2) (条文省略)</p> <p>(議決権の代理行使)<br/> 第15条 (条文省略)<br/> (2) (条文省略)</p> <p>第16条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット<br/> 開示とみなし提供)</u><br/> 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> | <p>(基準日)<br/> 第12条 (現行どおり)<br/> 2. (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集および招集者)<br/> 第13条 (現行どおり)<br/> 2. (現行どおり)</p> <p>(決議)<br/> 第14条 (現行どおり)<br/> 2. (現行どおり)</p> <p>(議決権の代理行使)<br/> 第15条 (現行どおり)<br/> 2. (現行どおり)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p style="text-align: center;">(取締役の員数)</p> <p>第18条 当会社に取締役15名以内をおく。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(取締役の選任)</p> <p>第19条 当社は、株主総会の決議により取締役を選任する。</p> <p>(2) (条文省略)</p> <p>(3) (条文省略)</p> | <p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2.当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p style="text-align: center;">(取締役の員数)</p> <p>第18条 当会社に取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> 15名以内をおく。</p> <p>2.当会社に<u>監査等委員である取締役5名以内をおく。</u></p> <p style="text-align: center;">(取締役の選任)</p> <p>第19条 当社は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により取締役を選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(2)補欠または増員により選任した<u>取締役の任期は、前任者または他の現任者の任期が満了すべき時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2.監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>3.任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4.会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役3名以内を選定し、このうち1名を社長とする。</p> <p>(2)当社は、取締役会の決議により、取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役をおくことができる。</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(2)取締役および監査役の全員の同意があるときは、取締役会の招集手続を省略することができる。</p> <p>(新設)</p> | <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 当社は、取締役会の決議により、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から代表取締役3名以内を選定し、このうち1名を社長とする。</p> <p>2.当社は、取締役会の決議により、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役をおくことができる。</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>2.取締役の全員の同意があるときは、取締役会の招集手続を省略することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって<u>重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき <u>(監査役が当該提案について異議を述べた場合を除く。)</u> は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第26条 取締役の報酬および退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>第27条～第28条 (条文省略)</p> | <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第27条 取締役の報酬および退職慰労金は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u>それぞれ株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>第28条～第29条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった<u>もの</u>を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(2) (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第30条 当会社に監査役5名以内をおく。</p> | <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった<u>者</u>を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                               | 変 更 案 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p><u>(監査役の選任)</u><br/> 第31条 当社は、株主総会の決議により監査役を選任する。<br/> (2) 監査役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって、これを行う。</p>            | (削除)  |
| <p><u>(監査役の任期)</u><br/> 第32条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br/> (2)任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了する時までとする。</p> | (削除)  |
| <p><u>(監査役の報酬および退職慰労金)</u><br/> 第33条 監査役の報酬および退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議をもってこれを定める。</p>                                                                       | (削除)  |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                     | 変 更 案       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| <p><u>(監査役の責任免除)</u><br/> <u>第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>(2)当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の監査役の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> | <p>(削除)</p> |
| <p><u>(常勤の監査役)</u><br/> <u>第35条 監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>                                                                                                                                                                                  | <p>(削除)</p> |
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u><br/> <u>第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>(2)監査役全員の同意を得て、監査役会の招集手続を省略することができる。</u></p>                                                                                                   | <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(監査役会の決議)</u><br/> <u>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u></p>        | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                    |
| <p><u>(監査役会規程)</u><br/> <u>第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                    |
| <p>(新設)</p>                                                                           | <p>第5章 監査等委員会</p>                                                                                                                                              |
| <p>(新設)</p>                                                                           | <p><u>(常勤の監査等委員)</u><br/> <u>第31条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>                                                                       |
| <p>(新設)</p>                                                                           | <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u><br/> <u>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u><br/> <u>2.監査等委員全員の同意を得て、監査等委員会の招集手続を省略することができる。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 執行役員<br/>(執行役員)</p> <p>第39条 (条文省略)<br/>(2) (条文省略)</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第40条～第42条 (条文省略)</p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第43条 (条文省略)<br/>(2) (条文省略)</p> | <p>(監査等委員会の決議)</p> <p>第33条 監査等委員会の決議は、議決に加<br/>わることができる監査等委員の過<br/>半数が出席し、その過半数をもっ<br/>て行う。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第34条 監査等委員会に関する事項は、法<br/>令または本定款のほか、監査等委<br/>員会において定める監査等委員会<br/>規程による。</p> <p>第6章 執行役員<br/>(執行役員)</p> <p>第35条 (現行どおり)<br/>2. (現行どおり)</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第36条～第38条 (現行どおり)</p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第39条 (現行どおり)<br/>2. (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p><u>附 則</u></p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第8期定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p><u>2.第8期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第34条第2項の定めるところによる。</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条</u> 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、第8期定時株主総会の決議による変更前の定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p><u>2.本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（6名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）4名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                     | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社の株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1<br>(再任)                                                                                                                                                 | ひろ びね まなぶ<br>廣 實 学<br>(1973年9月27日) | 1997年4月 株式会社東京三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行<br>2019年11月 当社入社 執行役員 就任 財務企画本部<br>2019年12月 Edutech Lab AP Private Limited Director 就任（現任）<br>2020年1月 当社執行役員財務企画本部長 就任<br>2020年3月 株式会社教育デジタルソリューションズ取締役 就任（現任）<br>2020年7月 株式会社旺文社EduLab EDGe School取締役 就任<br>2020年12月 当社取締役財務企画本部長 就任<br>2020年12月 株式会社教育測定研究所取締役 就任（現任）<br>2021年12月 当社代表取締役社長兼CEO 就任（現任）<br>2021年12月 株式会社教育測定研究所代表取締役 就任 | 767株       |
| <p>選任理由</p> <p>廣実学氏を取締役候補者とした理由は、金融業界における豊富な経験を有し、当社取締役財務企画本部長に就任以降、財務及び企画部門の責任者として当社グループの内部管理業務に大きく貢献しており、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に寄与できる人材と判断したためであります。</p> |                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |            |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                  | 氏 名<br>(生年月日)                   | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                           | 所有する当社の株式数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 2<br>(新任)                                                                                                                                                                  | にしだ のりこ<br>西田 紀子<br>(1975年1月7日) | 2001年4月 セレゴ・ジャパン株式会社 入社<br>2016年7月 株式会社教育測定研究所 入社<br>2020年1月 同社執行役員 研究開発本部本部長兼開発1部<br>部長 就任<br>2020年2月 同社取締役 就任<br>2021年1月 Edutech Lab,Inc. Director 就任 (現任)<br>2022年1月 株式会社教育測定研究所 代表取締役社長 就<br>任 (現任) | 461株       |
| <p>選任理由</p> <p>西田紀子氏を取締役候補者とした理由は、2016年に当社の子会社であります株式会社教育測定研究所に入社以降、当社グループの発展に寄与してきた実績を有し、また2022年1月には同社の代表取締役社長に就任し、当社グループの経営に関し熟知していることから、当社の取締役として適任であると判断したためであります。</p> |                                 |                                                                                                                                                                                                         |            |

| 候補者番号                                                                                                                           | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社の株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3<br>(新任)                                                                                                                       | かわせ はる お<br>川瀬 晴 夫<br>(1964年5月2日) | 1990年4月 株式会社三和銀行(現株式会社三菱UFJ銀行) 入行<br>2007年8月 株式会社ヤマシナ 入社<br>2008年6月 株式会社ヤマシナ 取締役管理本部長就任<br>2009年7月 株式会社卑弥呼 入社<br>2011年6月 株式会社卑弥呼 取締役就任<br>2017年11月 アスタリアル株式会社 入社 執行役員管理部長 就任<br>2020年10月 富士化学工業株式会社 入社(転籍) 執行役員経営企画室長 就任<br>2021年12月 アスタリアル株式会社 取締役管理部長就任<br>2022年4月 富士化学工業株式会社 執行役員企画本部長 就任<br>2022年12月 当社 入社 | —          |
| 選任理由<br>川瀬晴夫氏を取締役候補者とした理由は、金融業界、および上場企業を含む事業会社における豊富な経験に基づく高い専門性及び知見を有していることから、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化に貢献いただける人材と判断したためであります。 |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |            |

| 候補者番号     | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                               | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                 | 所有する当社の株式数 |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 4<br>(新任) | しみず ひとし<br>清水 仁<br>(1960年2月1日)                                                                                             | 1982年4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行) 入行<br>2014年5月 東西建設サービス株式会社 副社長執行役員就任<br>2015年5月 同社 代表取締役社長就任<br>2021年5月 同社 顧問<br>2022年12月 当社 入社 | —          |
|           | <p>選任理由</p> <p>清水仁氏を取締役候補者とした理由は、金融業界における豊富な経験に基づく高い専門性及び知見を有していることから、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化に貢献いただける人材と判断したためであります。</p> |                                                                                                                               |            |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、当社における全ての取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約(マネジメントリスクプロテクション保険契約)を保険会社との間で締結しています。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。
- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
  - ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。
  - ・当該契約の保険料は全額当社が負担しています。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号     | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                           | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                            | 所有する当社の株式数 |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1<br>(新任) | いずみや さとし<br>泉谷 智<br>(1965年3月11日)                                                                                                                                                                       | 1987年4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行) 入行<br>2019年5月 三井海洋開発株式会社 内部監査部副部長就任<br>2020年10月 日本通運株式会社入社 | —          |
|           | <p>選任理由</p> <p>泉谷智氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、金融業界を始めとした様々な業界において長年内部監査業務に携わっており、加えて国内外での法務・コンプライアンス業務の推進に関する豊富な経験を有していることから、直接企業経営に関与した経験はありませんが、当社の監査等委員である取締役として当社監査体制の実効的な強化に貢献いただける人材と判断したためであります。</p> |                                                                                          |            |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                               | 氏 名<br>(生年月日)                    | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社の株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 2<br>(新任)                                                                                                                                                                                                                               | し みず めぐみ<br>清水 恵<br>(1968年7月22日) | 1999年3月 第一東京弁護士会 弁護士登録<br>1999年4月 西村総合法律事務所(現 西村あさひ法律事務所) 入所<br>2004年1月 西村ときわ法律事務所(現 西村あさひ法律事務所) パートナー(現任)<br>2005年9月 New York市Paul, Weiss, Rifkind, Wharton & Garrison LLP執務<br>2015年12月 当社社外監査役(非常勤) 就任(現任)<br>2018年3月 横浜ゴム株式会社社外監査役(非常勤) 就任(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>西村あさひ法律事務所パートナー<br>横浜ゴム株式会社社外監査役(非常勤) | -          |
| 選任理由<br>清水恵氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、弁護士として法曹界における豊富な経験を有し、専門知識と企業法務に関する高度な知見を持っていること、加えて2015年12月の当社社外監査役就任以降、法律の専門家として当社取締役の職務執行の適法性監査及び取締役会の監督機能向上に寄与してきたことから、直接企業経営に関与した経験はありませんが、当社の監査等委員である取締役として当社監査体制の実効的な強化に貢献いただける人材と判断したためであります。 |                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |            |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                            | 氏名<br>(生年月日)        | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                    | 所有する当社の株式数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3<br>(新任)                                                                                                                                                                                                                                                        | 小柴美樹<br>(1968年1月1日) | 1993年10月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入社<br>1998年4月 公認会計士登録<br>2017年9月 株式会社軽子坂パートナーズ入社<br>2018年6月 ユシロ化学工業株式会社社外取締役(監査等委員)就任<br>2018年10月 小柴公認会計士事務所所長 就任(現任)<br>2018年12月 当社社外監査役(非常勤) 就任(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>小柴公認会計士事務所所長 | -          |
| 選任理由<br>小柴美樹氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、公認会計士として長年にわたり監査法人に勤務し監査業務に携わった経験を有しており、この経験と専門的な知見に基づき、2018年12月の当社社外監査役就任以降、当社の会計処理及び手続き等に関し有益な助言を行うとともに、当社取締役の職務執行の適法性監査及び取締役会の監督機能向上に寄与してきたことから、直接企業経営に関与した経験はありませんが、当社の監査等委員である取締役として当社監査体制の実効的な強化に貢献いただける人材と判断したためであります。 |                     |                                                                                                                                                                                                                  |            |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 泉谷智氏、清水恵氏及び小柴美樹氏は、社外取締役候補者であります。
3. 清水恵氏及び小柴美樹氏は現在、当社の社外監査役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ7年、4年となります。
4. 当社は、清水恵氏及び小柴美樹氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。泉谷智氏、清水恵氏及び小柴美樹氏の選任が承認された場合、各氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
5. 当社は、当社におけるすべての取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約(マネジメントリスクプロテクション保険契約)を保険会社との間で締結しています。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。
- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
  - ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。
  - ・当該契約の保険料は全額当社が負担しています。
6. 当社は、小柴美樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が監査等委員である取締役として選任された場合、引き続き独立役員として指定する予定であります。また、泉谷智氏が監査等委員である取締役として選任された場合、独立役員として指定する予定であります。

ご参考 第2号議案及び第3号議案が承認されたのちの経営体制（予定）

| 氏名   | 地位               | 特に専門性を発揮できる領域および経験 |                 |                       |                              |              |             |                    |          |           | 属性 |    |                |
|------|------------------|--------------------|-----------------|-----------------------|------------------------------|--------------|-------------|--------------------|----------|-----------|----|----|----------------|
|      |                  | 企業経営               | 経営戦略<br>(企画・立案) | 教育業界の知見<br>(技術・事業・市場) | サービス・テクノロジー開発<br>(ソフトウェア・AI) | マーケティング戦略・営業 | 海外事業・国際ビジネス | 財務会計<br>ファイナンス・M&A | 人材マネジメント | ESG・リスク管理 | 性別 | 年齢 | 在任年数           |
| 廣貴学  | 取締役              | ●                  | ●               | ●                     |                              | ●            | ●           | ●                  | ●        |           | 男性 | 48 | 2年             |
| 西田紀子 | 取締役              | ●                  |                 | ●                     | ●                            |              | ●           |                    | ●        |           | 女性 | 47 | 新任<br>(2年10ヶ月) |
| 川瀬晴夫 | 取締役              |                    | ●               |                       | ●                            |              |             | ●                  | ●        | ●         | 男性 | 58 | 新任             |
| 清水仁  | 取締役              | ●                  | ●               |                       |                              | ●            |             |                    | ●        | ●         | 男性 | 62 | 新任             |
| 泉谷智  | 社外取締役<br>(監査等委員) |                    |                 |                       |                              |              | ●           | ●                  | ●        |           | 男性 | 57 | 新任             |
| 清水恵  | 社外取締役<br>(監査等委員) |                    | ●               |                       |                              |              | ●           | ●                  |          | ●         | 女性 | 54 | 新任<br>(監査役：7年) |
| 小柴美樹 | 社外取締役<br>(監査等委員) |                    | ●               |                       |                              |              |             | ●                  |          | ●         | 女性 | 54 | 新任<br>(監査役：4年) |

※2022年12月22日時点。  
括弧内は、グループ会社での役員または当社監査役の在任期間も含めた年数となります。

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、取締役の金銭報酬の額について、2022年3月29日開催の臨時株主総会において、年額上限2.5億円（うち、社外取締役分5千万円）とご承認いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない）。第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額上限2.5億円（うち、社外取締役分5千万円）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まないものといたします。

当社は、取締役の報酬等について、株主総会にて決議された報酬限度額の範囲内で各取締役の職務の内容や成果等を総合的に勘案し支給することとしており、本議案に係る報酬等の額はこれに沿うものであり相当であると判断しております。

なお、事業報告26頁「3. 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）」に記載しております、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額設定については、本定時株主総会では見送ることとし、適切な水準を検討の上、今後開催する株主総会で改めて決議することといたしたいと存じます。

現在の取締役は6名ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は4名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額上限5千万円とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするににつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

## 第6号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人でありました有限責任あずさ監査法人は、2022年4月20日付で当社との監査契約を解除いたしました。これにより同監査法人は同日をもって当社の会計監査人を退任いたしました。これに伴い、当社の会計監査人が不在となることを回避し、適正な監査業務が継続的に実施される体制を維持するため、2022年4月20日付開催の監査役会において監査法人アリアを一時会計監査人に選任し、現在に至っております。

つきましては、一時会計監査人でもあります監査法人アリアを改めて会計監査人として選任をお願いするものであります。

本議案に関しては監査役会の決定に基づいております。監査役会が監査法人アリアを会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人に必要とされる専門性、独立性、品質管理体制、監査業務の実施体制等を総合的に勘案した結果、監査法人アリアが当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

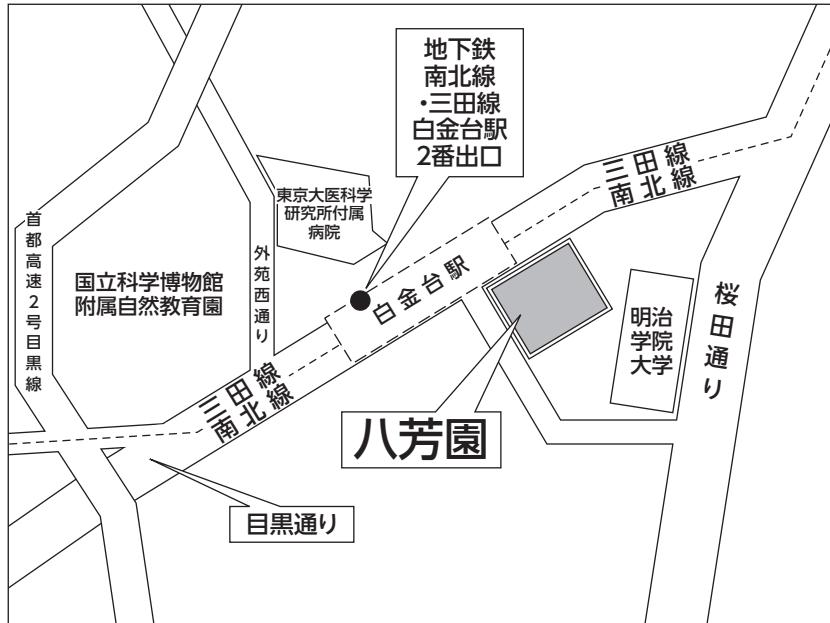
|                                 |                      |
|---------------------------------|----------------------|
| 名称                              | 監査法人アリア              |
| 主たる事務所の所在地                      | 東京都港区浜松町1丁目30番5号     |
| 業務執行社員の氏名                       | 茂木秀俊、山中康之            |
| 日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度における登録状況 | 登録されております。           |
| 沿革                              | 2006年5月監査法人アリアを設立    |
| 概要                              | 出資金 7百万円<br>構成人員 29名 |

以上

# 株主総会会場ご案内図

## 会場

東京都港区白金台一丁目1番1号  
八芳園 3階 チャット



## 交通

地下鉄

<南北線・三田線>白金台駅下車50m (2番出口より徒歩3分)

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。